

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

(昭和 49 年 3 月 30 日規則第 31 号)

最終改正 令和 3 年 3 月 26 日規則第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、静岡県屋外広告物条例(昭和 49 年静岡県条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域の区分)

**第 1 条の 2** 条例第 3 条の特別規制地域について条例第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び条例第 10 条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を、第 1 種特別規制地域及び第 2 種特別規制地域に区分するものとする。

2 第 1 種特別規制地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 条例第 3 条第 1 号に規定する区域
- (2) 条例第 3 条第 2 号に規定する区域
- (3) 条例第 3 条第 3 号に規定する区域
- (4) 条例第 3 条第 4 号に規定する区域
- (5) 条例第 3 条第 5 号に規定する区域のうち静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年静岡県条例第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により指定された特別地区の区域
- (6) 条例第 3 条第 9 号に規定する区域

3 第 2 種特別規制地域は、第 1 種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。

(普通規制地域の区分)

**第 1 条の 3** 条例第 5 条の普通規制地域について条例第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び条例第 10 条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、普通規制地域を、第 1 種普通規制地域及び第 2 種普通規制地域に区分するものとする。

2 第 1 種普通規制地域は、第 2 種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

3 第 2 種普通規制地域は、条例第 5 条第 1 号に規定する区域のうち次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた商業地域
- (2) 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域のうち知事が指定する区域

(経過措置)

**第 1 条の 4** 一の地域又は場所が、第 2 種特別規制地域から第 1 種特別規制地域に変更になった際又は第 2 種普通規制地域から第 1 種普通規制地域に変更になった際現にその地域内において適法に表示し、又は設置している屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)については、当該変更のあつた日(以下この条において「基準日」という。)から起算して 1 年間(表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が条例第 4 条第 3 項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあつては 30 日間、表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が同項各号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件であつて基準日における表示又は設置に係る許可の残存期間が 1 年を超えるものである場合にあつては当該許可の期間)は、別表第 1 又は別表第 2 の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

(適用除外の基準)

**第 2 条** 条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号、同条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 9 号並びに同条第 3 項第 1 号の規則で定める基準は、別表第 1 のとおりとする。

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

(保全地区の指定)

**第2条の2** 条例第6条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保全地区(条例第6条の2第1項の保全地区をいう。以下同じ。)の名称
- (2) 保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)

**第2条の3** 条例第6条の2第7項の申請は、様式第1号による申請書を知事に提出して行うものとする。

2 知事は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該保全地区の指定の案(以下「指定案」という。)を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 区域
- (2) 名称
- (3) 基本方針
- (4) 保全基準(条例第6条の2第2項の保全基準をいう。以下同じ。)
- (5) 指定案の縦覧場所

3 前項の規定による公告があつたときは、当該保全地区の住民、当該保全地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、知事に意見書を提出することができる。

4 前3項の規定は、保全地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。この場合において、第1項中「様式第1号」とあるのは、保全地区の指定を変更する場合にあつては「様式第1号の2」と、保全地区の指定を解除する場合にあつては「様式第1号の3」と読み替えるものとする。

**第2条の4** 知事は、条例第27条第1項第1号の規定により、保全地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について審議会に諮問しようとするときは、前条第3項の規定により提出された意見書(同条第4項の規定により準用される場合を含む。)の要旨を審議会に提出するものとする。

(許可の申請)

**第3条** 条例第9条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の申請書は、様式第1号の4による。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間
- (2) 工事施行者の氏名又は名称及び住所並びに工事施行者が屋外広告業を営む者である場合にあつては、その者の屋外広告業届出済証の番号
- (3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

2 条例第9条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示す天然色写真

(許可の基準)

**第4条** 条例第10条の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(堅ろうな広告物等)

**第5条** 条例第12条第1項ただし書及び条例第15条の2第1項の規則で定める堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

塔、広告板その他これらに類するもののうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により確認を要するもの又はこれに類するものとする。

(許可の期間の更新の申請)

**第6条** 条例第12条第2項の規定による許可の期間の更新の申請は、様式第2号による申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 申請前1月以内に撮影した広告物又は掲出物件の天然色写真
- (2) 申請前3月以内に行つた様式第2号の2による屋外広告物点検報告書
- (3) その他知事が必要とする図書

3 前条の堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件について第1項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物点検報告書の点検実施者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 条例第24条第1項第1号又は第4号に掲げる者
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者であつて、条例第24条第1項第2号又は第3号に掲げる者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして知事が別に定める者

(変更等の許可の申請)

**第7条** 条例第13条第1項の規定による変更又は改造の許可の申請は、様式第3号による申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び設計図
- (3) 変更又は改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面
- (4) 広告物又は掲出物件の天然色写真
- (5) その他知事が必要とする図書

(軽微な変更等)

**第8条** 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り変えること。
- (2) 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。

(許可の証票等)

**第9条** 条例第14条の規則で定める許可の証票は、様式第4号による。

2 条例第14条ただし書の規則で定める許可の証印は、様式第5号による。

(届出)

**第10条** 条例第15条の3第1項の規定による届出は、様式第6号による届書を提出して行うものとする。

2 前項の届書には、条例第15条の2第2項各号に掲げる者に該当することを証する書面又はその

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

写しを添付しなければならない。

- 3 条例第15条の3第2項の規定による届出は、様式第7号による届書を提出して行うものとする。
- 4 条例第15条の3第3項の規定による届出は、様式第8号による届書を提出して行うものとする。
- 5 条例第15条の3第4項の規定による届出は、様式第9号による届書を提出して行うものとする。

(除却届)

**第11条** 条例第16条第2項の規定による届出は、様式第10号による届書を提出して行うものとする。

(違反広告物等である旨の表示)

- 第12条** 条例第17条の2第1項の表示は、様式第11号又は様式第12号による標章をはり付け、又は取り付けて行うものとする。
- 2 条例第17条の2第2項の表示は、様式第13号又は様式第14号による標章をはり付け、又は取り付けて行うものとする。

(保管した広告物等の公示場所等)

- 第13条** 条例第20条第2項第1号の規則で定める場所は、広告物又は掲出物件が放置されていた場所を管轄する土木事務所（以下この条及び次条において「管轄土木事務所」という。）の掲示場とする。
- 2 条例第20条第3項の規則で定める様式は、様式第15号による。
  - 3 条例第20条第3項の規則で定める場所は、管轄土木事務所とする。

(競争入札における掲示事項等)

- 第14条** 条例第21条第4項及び第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 入札執行の場所及び日時
  - (2) その他知事が必要と認める事項
- 2 条例第21条第4項の規則で定める場所は、管轄土木事務所の掲示場とする。

(広告物等の返還に係る受領書の様式)

**第15条** 条例第21条の2の規則で定める様式は、様式第16号による。

(屋外広告業の更新の登録)

- 第16条** 屋外広告業者は、条例第22条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、当該登録の有効期間の満了の日の6月前から行うことができる。

(登録申請書の様式等)

- 第17条** 条例第22条の2第1項の登録申請書（以下「登録申請書」という。）は、様式第17号による。
- 2 条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
    - (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が選任した業務主任者が、条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
    - (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該登録申請者の登記事項証明書又はその写し
    - (3) 登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者に限る。）の法定代理人が法人である場合にあつては、当該法定代理人の登記事項証明書又はその写し
  - 3 前項に定めるもののほか、知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

42年法律第81号)第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)について、同法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、次に掲げる者の住民票の写し又はこれに代わる書面(これらの写しを含む。)を添付させることができる。

- (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者
- (2) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人

4 条例第22条の2第2項の誓約する書面は、様式第18号による。

(登録の通知)

**第18条** 条例第22条の3第2項の規定による通知は、様式第19号による屋外広告業登録証を交付することにより行うものとする。

(変更の届出)

**第19条** 条例第22条の5第1項の規定による届出(以下この条において「変更の届出」という。)は、様式第20号による届書を提出して行うものとする。

2 条例第22条の5第3項において準用する条例第22条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第22条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業登録証及び変更の届出をしようとする者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はその写し
- (2) 条例第22条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書又はその写し
- (3) 条例第22条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書又はその写し
- (4) 条例第22条の2第1項第5号に掲げる事項の変更(担当する営業所の名称に係るものを除く。) 第17条第2項第1号の書面

3 前項に定めるもののほか、知事は、第17条第3項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をしようとする者に対し、第17条第3項各号に掲げる者の住民票の写し又はこれに代わる書面(これらの写しを含む。)を添付させることができる。

4 知事は、第2項第1号に掲げる変更をしたことにより変更の届出をした者に対し、屋外広告業登録証を書換えの上交付するものとする。

(廃業等の届出の手続)

**第20条** 条例第22条の7第1項の規定による届出は、様式第21号による届書を提出して行うものとする。

2 前項の届書には、屋外広告業登録証を添付しなければならない。

(講習会)

**第21条** 条例第23条第1項の講習会を受けようとする者は、様式第22号による申請書に写真を添えて知事に提出しなければならない。

2 次に掲げる者については、条例第23条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、免除を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
  - (4) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2訓練科の欄に掲げる帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者、同規則別表第11免許職種の欄に掲げる帆布製品科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者又は同規則別表第11の3の3に掲げる帆布製品製造に係る技能検定に合格した者
- 3 知事は、条例第23条第1項の講習会の課程を修了した者(以下「講習会修了者」という。)に対し、様式第23号による修了証書を交付するものとする。
  - 4 講習会修了者は、前項の規定により交付された修了証書(以下「修了証書」という。)の記載事項に変更があつたときは、知事に届け出なければならない。
  - 5 前項の規定による届出は、様式第24号による届書に次に掲げる書面を添えてしなければならない。
    - (1) 修了証書
    - (2) 記載事項の変更を証する書面又はその写し
  - 6 知事は、第4項の規定による届出をした者に対し、修了証書を書換えの上交付するものとする。

(認定)

- 第22条** 条例第24条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、様式第25号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、条例第24条第1項第5号の規定による認定をした者(以下「認定者」という。)に対し、様式第26号による認定書を交付するものとする。
  - 3 認定者は、前項の規定により交付された認定書(以下「認定書」という。)の記載事項に変更があつたときは、知事に届け出なければならない。
  - 4 前項の規定による届出は、様式第27号による届書に次に掲げる書面を添えてしなければならない。
    - (1) 認定書
    - (2) 記載事項の変更を証する書面又はその写し
  - 5 知事は、第3項の規定による届出をした者に対し、認定書を書換えの上交付するものとする。

(再交付)

- 第23条** 屋外広告業者、講習会修了者又は認定者は、屋外広告業登録証、修了証書又は認定書を亡失し、又は損傷したときは、知事に当該書面の再交付を申請することができる。
- 2 前項の規定による再交付の申請は、様式第28号による再交付申請書を提出して行うものとする。
  - 3 第1項の規定による再交付の申請のうち屋外広告業登録証、修了証書又は認定書を損傷した場合に係るものにあつては、前項の申請書に当該書面を添付しなければならない。

(業務主任者の兼任)

- 第24条** 条例第24条第3項の規定による知事の認定は、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に行うものとする。
- (1) 当該業務主任者が条例第24条第1項第1号に該当する場合
  - (2) 当該屋外広告業者の営む屋外広告業の営業の規模、当該業務主任者がその業務を行おうとする営業所相互間における交通の状況その他の事情に照らして、条例第24条第2項各号に掲げる業務を総括する上で支障が生ずるおそれがないと認められる場合

(標識の記載事項等)

- 第25条** 条例第24条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

- (1) 個人で商号を定めている場合にあつては、商号
  - (2) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
  - (3) 登録年月日
  - (4) 営業所名
  - (5) 当該営業所に置かれている業務主任者の氏名
- 2 条例第 24 条の 2 の標識は、様式第 29 号による。

(帳簿の記載事項等)

**第 26 条** 条例第 24 条の 3 の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 発注者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
  - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (4) 当該表示又は設置の年月日
- 2 条例第 24 条の 3 の帳簿（以下この条において「帳簿」という。）は、様式第 30 号による。
- 3 第 1 項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
- 4 帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 5 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間は営業所ごとに保存しなければならない。

(屋外広告業者監督処分簿)

**第 27 条** 条例第 25 条の 3 第 1 項の屋外広告業者監督処分簿は、様式第 31 号による。

- 2 条例第 25 条の 3 第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号、氏名又は名称及び個人であつて商号を定めている場合の商号並びに住所
  - (2) 処分の理由（表示した広告物又は設置した掲出物件に関する処分である場合は、当該広告物又は掲出物件の概要を含む。）

(身分証明書)

**第 28 条** 条例第 19 条第 2 項及び条例第 25 条の 4 第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 32 号による。

(書類の経由等)

**第 29 条** 条例及びこの規則により知事に提出する書類は、保全地区に関するものについては保全地区の指定を受けようとする区域を、広告物又は掲出物件に関するものについては広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の所在地を、屋外広告業に関するものについては屋外広告業を営む県内の主たる営業所の所在地を、講習会に関するものについては講習会を受けようとする者の住所地を、条例第 24 条第 1 項第 5 号の規定による認定については当該認定を受けようとする者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる者が知事に提出する屋外広告業に関する書類は、土木事務所の長を経由しなければならない。
- (1) 屋外広告業者であつて、県内に営業所を置かないもの
  - (2) 登録申請者であつて、登録申請書に記載する営業所の所在地がすべて県外であるもの

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

- 3 前2項の書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

### 附 則

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第13条、第14条及び第16条の規定は、昭和49年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則(昭和37年静岡県規則第12号)に定める様式により調製した申請書及び届書は、この規則の相当規定により調製したものとみなし、当分の間、使用することができる。

#### 附 則(昭和50年3月31日規則第26号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和51年7月20日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和54年3月30日規則第12号)

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)の規定により許可を受けた広告物、又は広告物を提出する物件については、当該許可の期間に限り、改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則(昭和58年3月31日規則第25号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則(昭和59年3月31日規則第20号)

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 条例第6条第2項第1号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件以外の広告物又はこれを掲出する物件に係る改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則第4条の2の規定の適用については、この規則の施行の日から昭和60年3月31日までの間に限り、同条中「2年以内」とあるのは、「1年以内」とする。

#### 附 則(昭和60年10月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成8年3月29日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成10年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)別表第1に規定する基準に適合している屋外広告物(以下「広告物」という。)又はこれを掲出する物件のうち改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1に規定する基準に適合しなくなるもの及び改正前の規則別表第2に規定する基準に適合し、許可を受けている広告物又はこれを掲出する物件のうち改正後の規則別表第2に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1年間(表示している広告物が条例第4条第3項各号に掲げる広告物である場合にあっては30日間、表示し、又は設置している広告物又はこれを掲出する物件が同項各号に掲げる広告物以外の広告物又はこれを掲出する物件であって施行日における当該許可の残存期間が1年を超える場合にあっては当該許可の期間)は、改正後の規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定及び様式により交付された屋外広告業届出済証、屋外広告物講習会修了証書及び認定書は、なおその効力を有する。
- 5 この規則の施行の際改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則**(平成 12 年 3 月 31 日規則第 106 号)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則の規定により改正されることとなった改正前の規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書等は、改正後の当該規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則**(平成 14 年 3 月 19 日規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 16 年 12 月 17 日規則第 61 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、静岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成16年静岡県条例第53号)の施行の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書は、改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の相当する規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第11条の規定により作成され、交付されている身分を示す証明書は、改正後の規則第11条の規定により作成され、交付された身分を示す証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則**(平成 17 年 9 月 30 日規則第 82 号)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則**(平成 19 年 3 月 20 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 23 年 10 月 25 日規則第 33 号)

この規則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 24 年 3 月 23 日規則第 10 号)

- 1 この規則は、静岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成24年静岡県条例第27号)の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則様式第17号により提出されている申請書は、改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則様式第17号により提出された申請書とみなす。

**附 則**(平成24年 9 月28日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成25年3月29日規則第51号)

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、別表第1の6(2)イの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する基準に適合し、許可を受けている屋外広告物又はこれを掲出する物件(次項の規定によりなお従前の例によることとされた基準に適合し許可を受けたもの及びこの規則の施行の際許可の期間の更新がされていないものであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後許可の期間の更新がされたものを含む。)のうち改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第2に規定する基準に適合しなくなるものについては、施行日から起算して3年間は、改正後の規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則(平成25年9月10日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成25年9月10日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成25年12月13日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の規定は、平成25年10月1日から適用する。

### 附 則(平成27年10月2日規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)の施行の日(平成27年10月5日)から施行する。

### 附 則(平成29年10月24日規則第43号)

- 1 この規則は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

### 附 則(平成30年10月23日規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項第4号の改正は公布の日から、様式第2号の2の改正規定

静岡県屋外広告物条例施行規則

「

	補修を要する 不良な箇所	補 修 の 概 要	
		補修年月日	補 修 の 内 容
(1) 取付（支持）部分の変形・腐食	有 無	年 月 日	
(2) 主要部材の変形・腐食	有 無	年 月 日	
(3) ボルト、ビス等のさびの状況	有 無	年 月 日	
(4) 表示面の汚染・退色・はく離	有 無	年 月 日	
(5) 表示面の破損	有 無	年 月 日	
(6) その他特に点検した箇所	有 無	年 月 日	

」

を

「

点検箇所	点 検 項 目	補修を要する 不良な箇所	補 修 の 概 要	
			補修年月日	補 修 の 内 容
土基	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	年 月 日	

静岡県屋外広告物条例施行規則

	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	年 月 日	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	年 月 日	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	年 月 日	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無	年 月 日	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレート の腐食、変形	有 無	年 月 日	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	年 月 日	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無	年 月 日	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	年 月 日	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	年 月 日	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	年 月 日	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	年 月 日	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	年 月 日	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	年 月 日	
その他	1 附属部材の腐食、破損	有 無	年 月 日	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	年 月 日	
	3 その他点検した事項 ( )	有 無	年 月 日	

に改める部分に限る。以下同じ。)は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（様式第2号の2の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）様式第2号の2の規定は、様式第2号の2の改正規定の施行の日以後に行う広告物（静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下この項において「条例」という。）第1条に規定する広告物をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び掲出物件（条例第1条に規定する掲出物件をいう。以下この項及び次項において同じ。）の点検に係る新規則第6条第2項第2号の屋外広告物点検報告書に適用し、同日前行った広告物及び掲出物件の点検に係るこの規則による改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則第6条第2項第2号の屋外広告物点検報告書については、なお従前の例による。
- 3 この規則（様式第2号の2の改正規定を除く。以下この項及び次項において同じ。）による改正後の静岡県屋外広告物条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第6条及び様式第2号の2の規定は、この規則の施行の日以後に行う広告物及び掲出物件の点検に係る新規則第6条第3項の点検実施者及び新規則第6条第2項第2号の屋外広告物点検報告書に適用し、同日前行った広告物及び掲出物件の点検に係るこの規則による改正前の静岡県屋外広告物条例施行規則（以下この項及び次項において「旧規則」という。）第6条第3項の点検実施者及び旧規則第6条第2項第2号の屋外広告物点検報告書については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則**（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

## 静岡県屋外広告物条例施行規則

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

### 附 則(令和2年4月17日規則第37号)

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

### 附 則(令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第2条関係）

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) 共通基準

- ア 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- エ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- ク 条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の特別規制地域の区域に表示する場合にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	特別規制地域及び普通規制地域以外の地域において禁止物件に表示し、又は設置する場合
1 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。			
	(2) ア 屋上に設置するもの イ 建築物を利用するもの	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。		

	<p>イ 壁面から突き出すもの</p> <p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以下とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。  (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。  (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	<p>(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。  (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。  (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>
	<p>ウ 壁面を利用するもの</p> <p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。  (イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。  (ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。  (エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。  (イ) 壁面の端から突き出ないものであること。  (ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
<p>(3) 工作物等を利用するもの</p>	<p>ア 塀を利用するもの</p> <p>(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。  (イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。  (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。  (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
		<p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。  (イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。</p>
	<p>ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの</p> <p>(ア) 突き出すもの  a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。  b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。  c 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。  d 街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個であること。  (イ) 巻き付けるもの  1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	<p>エ 消火栓標識柱を利用するもの</p> <p>(ア) つり下げるもの  a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。  b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。  c 個数は、1本につき1個であること。</p>	

2 はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3 その他の広告物等	<p>(1) アドバールン</p> <p>(2) 広告幕及び広告網</p> <p>(3) のぼり</p>	<p>(ア) 表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。</p> <p>(ア) 道路を横断するもの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>

2 条例第6条第1項第4号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。
- (2) 個数は、1施設又は1物件につき1個であること。



### 3 条例第6条第2項第1号の基準

#### (1) 共通基準

条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすすいものでないこと。

#### (2) 個別基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル以内であること。

イ 普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。

(イ) 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

### 4 条例第6条第2項第2号の基準

表示面積は、一の土地又は物件につき5平方メートル以内であること。

### 5 条例第6条第2項第3号の基準

#### (1) 工事の期間中に限り表示するものであること。

#### (2) 設計者、工事施行者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合（法令の規定に基づき表示する場合を除く。）においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。

### 6 条例第6条第2項第6号の基準

#### (1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

#### (2) 乗合自動車に表示するもの

ア イに掲げるもの以外のもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

イ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその本拠の位置が他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務を処理する景観行政団体（以下「条例制定景観行政団体」という。）の区域内に存するものに表示するもの当該都道府県又は指定都市、中核市若しくは条例制定景観行政団体における屋外広告物に関する条例の規定に従つて適法に表示されているものであること。

### 7 条例第6条第2項第9号の基準

#### (1) 野立てのもの

ア 高さは、地上5メートル以下であること。

イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

#### (2) 壁面を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

#### (3) 塀を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

### 8 条例第6条第3項第1号の基準

#### (1) 共通基準

ア 物件の両端等から突き出ないものであること。

イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。

エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。

オ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。

カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。

ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

#### (2) 個別基準

ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

(イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。

イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

別表第2（第4条関係）

1 共通基準

- (1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
<p>1 (1) 野立てのもの</p> <p>広告塔、 広告板 その他 これらに類するもの</p>	<p>ア イの地域以外の地域 (ア) (イ)以外のもの a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (イ) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識 道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p> <p>イ 条例第5条第3号に規定する区域であつて、条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道、東海道新幹線鉄道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線、伊豆縦貫自動車道天城北道路、道路若しくは鉄道又は条例第5条第2号に規定する道路若しくは鉄道から100メートル未満の地域 (ア) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。） a 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。 b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 c 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。 d 高さが、地上5メートル以下であるものであること。 e 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）の表示面積が5平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。 f 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これ</p>	<p>(ア) (イ)以外のもの a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (イ) 道路法施行令第7条第1号の標識 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。</p>

らに類するものを使用しないものであること。

g 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。

h 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示(案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。)の部分の面積(別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。)の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。

i 案内広告に表示された写真及び絵の面積(別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。)の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵を重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。

j 案内広告の地(文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分)をいう。以下同じ。)の色彩が、彩度(日本産業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。)8以下、かつ、明度(日本産業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。)3以上のものであること。

k eの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあつては、案内広告の表示面積が15平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積(別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。)が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(5以上の者が協同で表示するものであつて、1者当たりの表示の部分の面積が3平方メートル以内のものに限る。)を表示することができる。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

(ウ) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

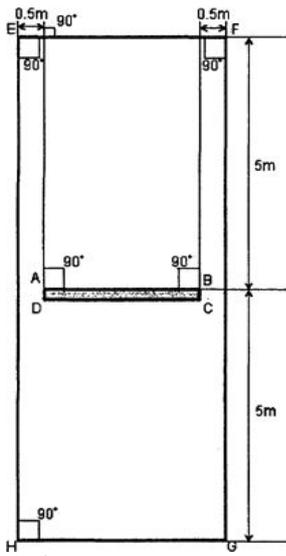
a 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。

b 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。

(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	
	イ 壁面から突き出すもの	(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。	(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。
	ウ 壁面を利用するもの	(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。	(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。
(3) 工作物等を利用するもの	ア 塀を利用するもの	(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。	(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。
	イ アークードに添加するもの	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。 (イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。	
	ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 d 街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。	
	エ 消火栓標識柱を利用するもの	(ア) つり下げるもの a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。	

2	壁面及び塀を利用するもの  はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3	(1) アドバ ルーン  その他の の広告物等	<p>(ア) 表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。</p> <p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの a 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(イ) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	
1 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。	
	(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。
		イ 壁面から突き出すもの	(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。	
		ウ 壁面を利用するもの	(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。	
	(3) 工作物等を利用するもの	ア 塀を利用するもの	(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。	
	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 d 街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。	
ウ 消火栓標識柱を利用するもの		(ア) つり下げるもの a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。		

2	はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3	(1) アドバールン	(ア) 表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	(2) 広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 案内図板等

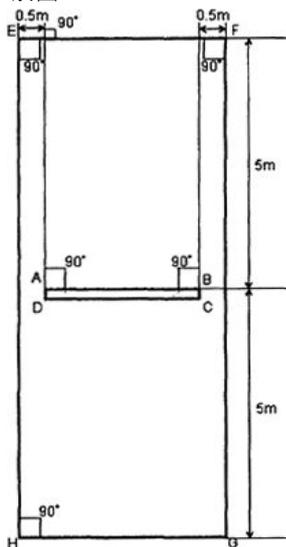
(ア) 共通基準

- a 事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- b 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
- d 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- e 案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- f 案内広告の地の色彩が、彩度8以下、かつ、明度3以上のものであること。
- g 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- h 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- i 塀を利用するものでないものであること。

(イ) 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	
1 野立てのもの	(1) 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。 (2) 高さが、地上5メートル以下であるものであること。 (3) 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。 (4) 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。 (5) (3)の規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあつては、案内広告の表示面積が10平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(5以上の者が協同で表示するものであつて、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内のものに限る。)を表示することができる。	
2 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(1) 突き出すもの	ア 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。
	(2) 巻き付けるもの	ア 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
3 消火栓標識柱を利用するもの	(2) つりさげるもの	ア 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 ウ 個数は、1本につき1個であること。

別図



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

イ 道路法施行令第7条第1号の標識

(ア) 野立てのものであること。

(イ) 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止する上で支障のないものであること。